

【土木建築部】

(災害対策)

- 1 大分県では土砂災害危険箇所が 19,640 か所もあり、多くが未対策の状況となっている。さらに、土砂災害防止法に基づく警戒区域の指定は、まだ進んでいないので、整備を早急に進めると同時に、指定を進めること。

(回答)

本県における土砂災害対策については、要配慮者利用施設や防災拠点、重要交通網等を保全する箇所から優先的かつ計画的に整備しているが、全ての危険箇所の整備には膨大な費用と時間を要するため、住民の早期避難を促すソフト対策が重要である。

ソフト対策の一つである、土砂災害警戒区域等の指定については、警戒避難体制の構築を図る上で重要な取り組みであるため、指定に必要な基礎調査を加速し、土砂災害警戒区域の指定を推進している。

- 2 急傾斜地、氾濫予想地域の再調査を行ない、整備中の箇所も含め早期に対応すること。

(回答)

急傾斜地については、基礎調査を進める中で、既存の危険箇所以外で土砂災害の発生する恐れのある箇所についても調査を行い、土砂災害警戒区域等に指定している。災害があった箇所や要配慮者利用施設を保全する箇所など緊急度、重要度に応じて対策を進めていく。

また、住民の的確な避難行動を支援するため、平成28年度から想定し得る最大規模の降雨に対応した洪水浸水想定区域への見直しを順次着手している。河川の整備については、浸水被害が発生した箇所などから緊急度や重要度を勘案しながら計画的に進めていく。

- 3 今回の台風18号の雨量で、七瀬川の水位が、上昇。16日の降り始めから一気に増水して、川を越え小屋鶴への市道が一部冠水しました。川床の砂(土砂)が堆積し容量が極端に下がっているためです。急いで川床の土砂の取り除きを図ること。

(回答)

河川内の堆積土砂の除去については、著しく河川断面を阻害している箇所において、緊急度や重要度を勘案しながら順次実施する。

4 今回の台風によって、津久見市中田町の第一文具前の県道 326 号線交差点が浸水し、水が店舗に流れ込み 1 メートル近く水没した。この地点はよく水がたまるところで、交差点の排水についてはこれまでも県土木に要請してきたが、対策はとられてこなかった。交差点内の排水対策を抜本的に改善すること。

(回答)

当交差点の排水は交差点下にある津久見市管理の雨水幹線に流入しているが、浸水は想定外の降雨により雨水幹線に許容量以上の水が流入したためと考えている。

内水対策については市と協議を行いたい。

5 豪雨災害対策～農地等の災害復旧

5 年前の九州北部豪雨対策の実施により、今回住宅被害が、少なかったことを住民の方は感謝しております。同時に、「ようやく元に戻ったのにまた。」の声が聴かれます。

県管理河川の氾濫により、5 年前と同様に被災された方からは、「日田や福岡県の方に比べたら、何も言えないがもう負担金を払って復旧はできない。」「いくら 100 年に一度の雨とは言っても、もう大丈夫というのでなければ復旧はできない。」との声があります。(中津市耶馬溪町伊福、一つ戸集落)特に、伊福集落の方からは、もう少し堤防を伸ばして欲しいと要望したのにしてくれなかった。集落で少しでも防ごうとして竹で柵を作ったが、何の効果もなかった。その柵が集会所まで流された。今回の農地等の災害は、河川整備の見込みの甘さ、不十分さに起因する側面があることを、否定することはできないものと考えます。よって、農地等の災害復旧につきまして、以下の点を要望します。

① (国庫補助復旧事業) 国においては、被災農家の受益者負担を求めることを、国の補助金支出の要件としていません。受益者負担の考え方、5 年前には起債制度を利用していない市町村があるとのことでしたが、起債制度の利用など災害復旧事業にかかる国の制度を市町村に周知願いたい。また、市町村によって被災者の負担が異なることは、同じ県民として公平ではない。県において、被災総額の 5 % 以内の補助を市町村に行うならば、被災農家の負担軽減、免除の可能性を広げます。ご検討願いたい。同時に、今回と同様の雨量でも、再再度被害が発生しない復旧事業の実施をすべきと考えますが。(傍線部は農林水産部で回答)

(回答)

中津市耶馬溪町伊福地区では、金吉川の氾濫により家屋浸水が発生したことから、同河川において堤防の延伸や堆積土砂の除去等の必要な対策を実施するなど、引き続き、被災状況に応じた対策を行い再度災害防止に努める。

(土木建築行政)

- 1 不要不急の大型事業は削減し、生活に密着した公共事業予算を増やすこと。
また、生活用道路を整備するための予算を大幅に増額し、安全な歩道整備などの交通安全対策や、バリアフリー対策を中心とした道路行政を実施すること。

(回答)

本県では、中津日田道路など高速交通ネットワークの構築をはじめ、臼杵港等の港湾整備などの物流・渋滞対策、また、国・県道整備、生活排水処理などの県民生活の利便性向上対策、さらには玉来ダム等の治水事業や急傾斜地崩壊対策など県民の安全・安心に関わる分野まで幅広く社会資本の整備を行っている。

道路の交通安全対策としては、通学路を中心に歩道整備を重点的に実施している。また、歩道の段差解消、視覚障がい者用の音響信号機の設置、あるいは県有施設における多機能トイレの設置などバリアフリー対策にも積極的に取り組んでいる。

- 2 港湾の整備事業や、道路などの県工事について、市町村負担を廃止すること。

(回答)

県工事に係る市町村負担金は、地方財政法等に基づき、当該市町村の受益の限度において市町村の同意を得た上で負担していただくもので、県の財政状況も厳しい中、事業の促進を図るためにも必要と考えている。

- 3 急傾斜地崩壊対策事業において、住宅が10軒以上であれば国の公共工事となるが、その基準を引き下げよう、引き続き国に要望すること。また、予算を抜本的に増額するよう国に求めること。また、中山間地の宅地崩壊に対応するために、急傾斜地崩壊対策事業の条件緩和と補助率の拡大を求めます。

(回答)

急傾斜地崩壊対策事業の採択基準の緩和及び増額については、これまでも国に対して要望しており、今年6月にも「政府予算等に関する提言」を行っている。今後も引き続き要望していく。

なお、急傾斜地崩壊対策事業では、宅地のみの崩壊に対して対策することは現行では困難である。

- 4 市町村の要望に沿えるよう、「大分県市町村営急傾斜地崩壊対策事業」の予算を増やし、補助率上限額を引き上げること。

(回答)

大分県市町村営急傾斜地崩壊対策事業については、平成23年度以降、前年度予算約3,000万円を倍増し6,000万円を実施しており、平成27年度以降は更に2,000万円を追加し8,000万円を実施している。

今後も、各市町と連携し地元の要望に応えられるよう取り組みを進めていきたい。

また、補助率引き上げについては、今後も当事業を継続的に実施するためにも、現行の補助率で対応していく。

- 5 国交省は、建設業者の社会保険未加入対策として、「2017年度までに建設業許可業者は100%社会保険に加入し、それ以降元請け業者は未加入の下請け業者と契約しない」という下請け指導ガイドラインを2012年11月から施行した。これを受け、大分県でも2013年10月に「保険加入が認められない場合は、行政処分を行うことがあり得る。」という「指導書」を建設会社等へ送付しているが、社会保険加入を建設業許可の条件としないことを今後も継続すること。

(回答)

社会保険未加入対策については、建設業入職者の著しい減少に伴い、建設労働者全体が減少・高齢化している中、建設労働者の人材不足対策として、行政と業界全体が全国一斉に取り組んでいる。

県では、平成24年11月から未加入企業に対して指導を行っているが、今後の建設産業を見据えた全国的な取組であることから、ご理解をお願いしたい。

なお、社会保険加入については、現時点で建設業許可の条件ではないが、建設産業の人材不足対策として今後も加入指導を継続していきたい。

- 6 県が発注する公共工事の入札において、参加者が一社の場合は、これを認めないよう是正をはかること。また各自治体にも徹底すること。

(回答)

指名競争入札においては、応札者が1者の場合は、競争の実がないものと言わざるを得ないとして、入札を取り止め、応札者を除き指名替えを行っている。

一般競争入札においては、入札参加資格を満たしている者で入札参加意欲のある者の入札参加機会は確保されており、一者入札であっても入札の競争性は確保されていると考えられるため入札は有効としている。

市町村では、各々で入札制度の取扱いを定めているが、県の取扱いについ

ては公共工事契約業務連絡協議会や入札契約事務の研修等で周知していることである。

(建築住宅関係)

- 1 国は、「中古住宅流通・リフォームトータルプラン」によって、2020年までに中古住宅・リフォーム市場の規模を20兆円とすると位置付け、「長期優良住宅化リフォーム推進事業」等を推進している。小規模企業振興基本法や、大分県中小企業活性化条例等の趣旨を活かして、県としてどのようなリフォームにも対応できる「住宅リフォーム助成制度」を創設すること。

(回答)

住宅リフォーム助成については、県長期計画の安心分野の政策である子育て満足度日本一の実現や健康寿命日本一の実現に向けた各種施策の一環として明確な目的を持って実施している。加えて、本年の3月に改定を行った「大分県住生活基本計画」においても同様の趣旨で盛り込んだところである。主な取り組みとして安心して子育ても仕事もできる環境づくりとして子育て世帯や三世代が暮らす住宅改修への支援、高齢者が安心して暮らせる基盤づくりとして高齢者世帯が行う住宅改修に対する支援を行っている。

- 2 住宅耐震化リフォーム支援事業について、今後補助率を引き上げていくこと。また、県産材使用の場合には、補助のかさ上げを行う制度に拡大すること。

(回答)

住宅耐震化リフォーム支援事業については、リフォーム支援事業の一層の促進を図ることとしたことから、昨年度からは木造住宅の耐震化とリフォーム支援を別事業として進めている。

木造住宅の耐震化事業については、本年度より、従来から実施している耐震診断及び耐震改修に加え、段階的改修や耐震シェルター改修についても補助対象とするなど制度の拡充を図ったところである。

- 3 国は、「住宅リフォーム事業者団体登録制度」を施行したが、登録できない小規模事業者は市場から排除されるのではないかと心配している。国に対して、登録していない業者が排除されないようにすること、及び登録については要件を簡易なものとし過大な負担とならないようにすることなど求めること。また、県としても登録を前提とした住宅耐震化リフォーム支援としないこと。

(回答)

「住宅リフォーム事業者団体登録制度」は、一定の条件を満たす住宅リフォ

ーム事業者の団体を国が登録する制度であり、消費者が安心してリフォームを行うことができる環境の整備を図ることを目的としている。

なお、本制度については、あくまで任意で登録するものであり、登録を受けていない団体やその会員、または特定の事業者団体に属していないリフォーム事業者を排除するものではない。

県としては、リフォーム支援事業の施工者に関する補助要件として、地元業者への発注に繋がるよう施工者を県内に本店を有する法人あるいは個人に限定し、中小企業が参入しやすい環境を整えており、住宅リフォーム事業者団登録業者であることを要件としていない。

- 4 全国の自治体に広がっている「小規模工事登録制度」を、県としても創設すること。

(回答)

県では、工事の適正な施工を確保する（適格性の）観点に立ち、技術的能力や経営の状況、施工実績などの事項についてあらかじめ審査を受けた入札参加資格者の中から業者を選定し、原則、入札により発注していることから、小規模な工事であっても入札参加資格が必要である。

県としては、県工事の受注を希望される方は、ぜひ入札参加資格申請をしていただきたい。なお、個人事業者のうち94者が県の入札参加資格を取得している。

- 5 希望者ができるだけ入居できるよう、県営住宅の抜本的な増設を行うこと。特に、高齢者や障がい者が入居しやすい、バリアフリーの県営住宅を早急に増設すること。

(回答)

県営住宅の整備については、県内の住宅総数が総世帯数を上回っていることや、老朽化した既存住棟が増え続けているため、新規の建設は行わず、応募倍率や老朽化等を考慮し、住宅需要の多い箇所を優先して建替えを実施している。平成9年度からは高齢者が入居している1階住戸内の手すり設置や浴室の改修などの個別改善を実施しており、今後もバリアフリー化に努める。

- 6 既存の県営住宅においては、要望の強い住宅から、エレベーター設置とシャワー設備設置を計画的に進めること。また、給水管の工事と併せてシャワーの設置が可能なことを住民に周知し、順次設置していくこと。

(回答)

既存住宅のエレベーターについては、建替えや全面的な改善を行う際に設置している。シャワー設置については、入居者の大部分の要望・同意があれば、整備する方針としているが、給水圧が不足する場合は給水管改修工事が必要となるので、その旨入居者に周知するよう努める。

- 7 高齢化が進む中、2階以上の県営住宅の浴槽が高くて入りにくいという声が出ているが、今後対策を講ずること。

(回答)

現在は1階に高齢者が居住している住戸を対象に、高齢者向け改善工事を行っている。建替計画のない住宅については、棟単位で内部改修を行う際に2階以上についても浴室改善を行いたい。

なお、高齢者等で生活動作能力が低下したため現在の住居に入居し続けることが困難となった場合は、他の県営住宅に住み替えることができる制度もある。

- 8 県営住宅の老朽住宅の総点検を行い、修理・修繕・改善要求は速やかに対応すること。

(回答)

点検については、県の技術職員が3年ごとに定期点検を行い、施設の不具合や劣化状況を把握している。

修理・修繕等については、劣化状況や入居者からの要望を踏まえた上で、計画的に適正な維持管理に努めている。また、入居者が生活する上で支障が生じた場合は、速やかに、応急的・緊急的な修繕を実施している。

- 9 被災者の県営住宅の一時入居については、応急仮設住宅への入居要件を満たす被災者は最長2年間となっているが、それ以外は最長6カ月となっている。これを被災者の状況に応じ柔軟に対応し、最低でも最長1年とすること。

(回答)

東日本大震災や熊本地震では、被災者の住宅を緊急に確保するため、県営住宅についても一時入居先として提供し、被災の程度に応じた使用期間を設定したところである。なお熊本地震被災者の一時入居からは、目的外使用の期間を許可の日から6ヶ月とし、1回の更新を認めている。

- 10 県営住宅について、築年数の長いものは、畳が擦り切れて敷物を敷かなけれ

ば座れないような状況になっているところもある。点検し、必要なところは営繕すること。

(回答)

畳の表替えについては、入居者負担となっているため、個別の要望での修繕は行っていない。なお、一定の築年数経過後に、棟単位で畳本体の取替えを行っている。

- 11 大分県下でも、高齢化と少子化の影響によって、空き家が増加している現状がある。公営住宅は倍率が高く、なかなか入れない方もいるが、低所得者のために空き家を借り上げて、公営住宅として貸付けができるようにすること。

(回答)

県営住宅については、応募倍率は高いものの、住宅の総数が総世帯数を上回っており、既存の住宅の老朽化や高齢者対応の遅れが大きな課題となっていることから、今後も原則として建替や既存住宅の改善を優先していくこととしている。また、市町村営住宅については、県営住宅と同様に建替や改善等の促進のほか、適切な維持管理に努めるよう指導している。

本年4月には、住宅セーフティネット法が改正され、民間空き家等の賃貸住宅を県に登録することにより、低所得者など住宅確保要配慮者の居住を支援する制度が10月25日から施行されたところである。

この制度の活用にあたっては、公営住宅や民間住宅の供給状況や地域の実情などを把握した上で検討していく必要があることから、関係団体等に対し周知を図っていくとともに、市町村と連携して取り組んでいく。

(道路関係)

- 1 身近な道改善事業は、要望等多い事業であり、予算を増額し、地域住民の改善要望に応えるようにすること。

(回答)

「身近な道改善事業」は、平成21年度からスタートした生活道路改繕事業を皮切りに途中、暮らしの道再生事業を経て現在に至っている。事業費については21年度当時6億円でスタートしたが、23年度には7億円、24年度からは8億円へと増額してきており、今後とも要望の状況を見ながら予算確保に努めていきたい。

(港湾・海岸関係)

- 1 保戸島・四浦間に橋を建設すること。夜間は医者が不在となり、また、夜間

の災害時は救済を要請しなければなりません、海がしけると被害が大きくなるためどうしても橋が必要です。

(回答)

保戸島架橋は架橋地点へのアクセス道路や島内道路の整備等課題も多く大規模事業となることから、早期事業着手は困難である。

今後、離島振興策も含めて、津久見市と共に地元と十分協議する必要がある。

(河川関係)

- 1 河川整備については、堤防の補強、危険箇所改修など、早急に治水レベルをあげるとともに、生態系の保全など、環境と安全に配慮した事業とすること。

(回答)

河川整備にあたっては、洪水に対して流れを阻害しているネック箇所等を優先的に解消するなど効率的・効果的に治水安全度の向上を図るとともに、多自然川づくりによる良好な河川環境の整備と保全に努めている。

- 2 県が管理する河川で、樹木の雑草の繁茂や土砂の堆積などで災害の要因となっている箇所は、早急に改善を図ること。

(回答)

河川内の樹木伐採や堆積土砂の除去については、川が氾濫し家屋浸水の恐れがある箇所など、緊急度や重要度を勘案しながら順次実施している。

【各地域からの要望】

(大分市)

- 1 国道10号、錦町2丁目交差点において、元町から明野方面への右折レーンを当面、以前の2車線化に戻すこと。

(回答)

国道10号の管理者である大分河川国道事務所に今回の要望内容を伝える。なお、大分河川国道事務所に確認したところ、当該交差点については交通状況を把握し、信号現示の調整等、警察とも連携しながら渋滞緩和に取り組むと聞いている。

(中津市)

- 1 中津市東浜の県道中津高田線の自見大橋付近、自見川の右岸の河川改修を早期に実施してください。中津市道の自見川東通り線の改修を同時に実施し、通

行の安全を確保してください。

県道臼木沖代線と上池永宮永線の交差点に右折車線を設置して、渋滞解消と通行の安全を確保してください。

(回答)

自見川については、昨年度に河口部の河床掘削を実施したところであり、自見大橋付近の河川改修については事業着手に向け整備手法を検討している。

なお、市道自見川東通り線の整備については、中津市に要望の趣旨を伝える。

県道臼木沖代線と上池永宮永線の交差点については、来年度より測量や詳細設計に着手したい。

2 (歩道の整備を)

国道212号線中津市耶馬溪町随雲寺三叉路付近の歩道整備は、中学生の自転車通学の安全性確保のために兼ねてより要望してきました。用地の協力も得られる見込みとのことで、地元では早期に実現できるものと喜んでいましたが、その後、用地関係者にも何らの連絡もないとのことです。進捗状況と早期実現の見込みは。

(回答)

昨年度、地元自治委員や用地関係者に事業への協力の意向を確認し、今年度は、地権者へ工事による影響範囲などの説明を行った。今後、安全性向上のため、バス停の移設について関係者協議を行い、測量や設計に入りたい。

3 (県管理道路の整備とこの冬の除雪対策の充実を)

中津市は、これから秋に向けて紅葉の観光シーズンを迎えます。県が管理している国道212号線、国道496号線、県道森耶馬溪線の道路脇は、雑草が生い茂っている箇所が随所で見られます。聞くところでは、以前は年3回の草刈りを実施していたが、現在は2回に減らされたとのことです。また、予算が少なく、県の道路管理担当職員が自ら整備作業をされたとも、お聞きしています。道路管理瑕疵を生じさせないことは勿論ですが、観光を重要産業と位置付けている本市にとりましては、景観を守り維持することは極めて重要です。県管理道路の維持管理の十分な予算計上を。

また、市とも連携し、冬季間の除雪対策を充実させてきていただいておりますが、本市では例年の降雪地域があり、県管理の除雪が先行しないと市道の除雪ができませんので、この冬も県が主導され除雪対策の一層の充実を願いたい。

(回答)

道路の草刈りは、道路清掃、街路樹管理等を含めた維持管理業務として、利用者の安全確保のため、毎年計画的に実施するとともに、必要に応じて職員等にて草刈りを行っている箇所もある。

まずは、通行の支障となっており危険性が高いと認められる箇所について

は適宜草刈りを行いたい。

また除雪については、これまで中津市と連携しながら対応してきており、今後も市と一層の連携を図りながら充実していきたい。

(別府市)

- 1 危険な県道と市道の交差する変則5差路(別府市原交差点)の改善について、歩行者や車いすの方は、一度で渡れないこともあり、また、斜面で信号を待たなければなりません。将来、県道の拡張も計画されつつあると聞きます。改善されるのでしょうか。

(回答)

現在、県道別府山香線は、変則5差路の原交差点付近の渋滞が激しく、また、歩道が狭く大変危険な状況であるため、特に歩行者の多い新別府病院付近から朝日小学校付近までの事業化に向けて取り組んでいる。

- 2 県道別府山香線の鶴見マルシヨク付近から原交差点の北側付近までの間は、歩道が狭くフラットでないなど、車いすでの通行が非常に危険だとの声が寄せられている。車いすやベビーカーで安全に通行できるよう改善を図ること。

(回答)

要望区間については、隣接する事業区間の進捗状況や整備後の交通状況の変化を見つつ検討していきたい。

(宇佐市)

- 1 宇佐市の向野川や駅館川などの河川に土砂の堆積や雑木が繁茂し災害の危険が増しており、早急な除去や伐採などの措置を講じること。

(回答)

向野川や駅館川については、これまでも堆積土砂の除去や樹木の伐採を実施しており、引き続き、家屋浸水の恐れがある箇所など、緊急度・重要度や河川環境などを勘案しながら順次実施する。

(豊後大野市)

- 1 国道326号線、犬飼町田原トンネルから高松バス停付近までの上下線(途中、再舗装した区間あり)について、舗装のし直しを早急を実施すること。

(回答)

要望区間では、今年度舗装の傷みの激しい2つの工区で舗装補修工事を実

施した。今後も JR 跨道橋付近など舗装の傷みの激しい箇所については順次舗装補修工事を進めていく。

2 交差点付近へのポールの設置について

三重町赤嶺バイパスのセブンイレブン付近の交差点について、車両が歩道に侵入するのを防ぐポールを、軽車両も通れない幅で設置して欲しい。

(回答)

歩行者の安全確保に配慮し、歩道上へ車両が侵入することのないよう、安全対策を取る。

3 右折防止のポールの増設について

三重町赤嶺バイパスにて、楽百市側へ右折しての侵入を禁止したポールが設置されたが、手前から対向車線に入り、店舗側へ侵入する車両が見られる。これを防止するためのポールを設置して欲しい。

(回答)

楽百市側へ右折しての進入を防ぐため、ポールを手前側に増設ことで対応したい。

(佐伯市)

1 市全域の県管理河川に対して河床掘削の要望が出されています。残土置き場の問題はあると思いますが、浸水被害の激しい地域を重点に計画的な河床掘削を進めて下さい。尚、地元の人たちから要望のあった箇所は以下の通りです。

- ①井崎川の大坂本より上流。
- ②床木川。特に井崎川との合流部の金馬橋付近。
- ③提内川。

(回答)

井崎川・床木川・提内川の堆積土砂の除去については、家屋被害が発生した箇所などについて、緊急度や重要度の高い箇所から順次実施する。

2 県管理河川である弥生の井崎川は、今回各所で越水し、佐伯市で最も浸水戸数の多い地域となりました。これは、大坂本地区から上流には堤防がないため、道路との高さが同じで、かつ家屋は道路より低いいため浸水被害が発生したものと思われます。この地域ではこれまで大きな被害はありませんでしたが、地球温暖化による異常気象は、今後同様の被害をもたらすことが予想されます。河川堤防の整備や砂防ダム、治山ダムの設置などの対策をお願いします。

(回答)

井崎川については、下流を管理している国土交通省と連携を密にし、今回の洪水の検証や浸水対策の検討を行うとともに、緊急的な対策として堆積土砂の除去や河川内の竹林の伐採を行う。

- 3 弥生の須平川と提内川の合流部が直角になっているため、提内川の増水時には水が流れず、地区内に浸水被害をもたらしています。早急に河川改修をお願いします。

(回答)

今回の浸水は、番匠川本川の水位の影響などによるものと考えられる。

須平川の河川改修については、河川を管理している佐伯市に要望の趣旨を伝える。

- 4 豪雨時に移動ポンプで排水をしている地域はもとより、道路下に排水管を埋め、排水ポンプによる排出を実施している地域でも床上浸水が発生しています。臨時に排水ポンプを増設する措置を取って下さい。排水ポンプが不足する事態が予想される場合には、県内あるいは隣接県など周辺地域から調達するなどして対応するようお願いします。国交省の移動ポンプ車は他県から移動してくると聞いています。

(回答)

今回の台風 18 号では、佐伯市が仮設の排水ポンプを 5 箇所設置した他、国交省が排水機場 8 箇所の運転を行うとともに、移動ポンプ車を 6 箇所設置して対応した。

今後の内水対策については、国、県、市で行う協議会において検討していきたい。

- 5 弥生・井崎、上小倉地区の井崎川沿いは、床下浸水まではありませんが、大雨のたびに道路が通行止めになるなど、常に浸水被害を受けています。国交省、市と話し合っ、根本的な対策をとって下さい。

(回答)

井崎川の当該区間を管理している国土交通省に要望の趣旨を伝える。

- 6 国交省に対して以下の要望を上げてください。

- ①井崎川の弥生蕨野地区の堤防整備及び河床掘削。
- ②「道の駅やよい」の下流にある通称「河童橋」の流木対策。

(回答)

要望内容を国土交通省に伝える。

